

施策名(節)： 高齢者福祉

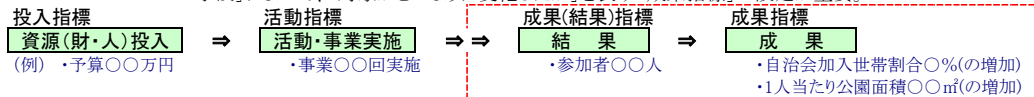
1. 施策の基礎情報 <Plan>

1. 施策の基礎情報 <Plan>		担当課	住民福祉課(・国保健康課)
総合計画上の 位置付け	章	第6章 だれもが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります	
	節	第3節 高齢者福祉	
成果目的 (総合計画基本方針)	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据える中で、健康寿命を延ばし、高齢者がいきいきと安心して生活できる地域づくりを推進します。 介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体となった包括的・継続的な支援体制を構築します。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度		
第5次総合計画 策定時の課題	本町の高齢者は年々増加しており、人口に占める高齢者(65歳以上)比率は平成25年9月末現在で25.4%と全国水準の25.1%を上回り、すでにおよそ4人に1人が高齢者となっています。(平成29年9月末現在、久御山町29.59%、全国27.7%) 特に団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)となる平成37年度に向けて、医療、介護、予防、生活支援、住まい等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を充実していく必要があります。 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、日中独居の要介護等認定者の割合も高くなることが見込まれることから、地域住民による見守りや交流、支援などの活動を推進することが必要です。		
総合計画基本計画(項目)	①高齢者福祉の計画的な推進 ②高齢者福祉サービスの充実 ③介護保険サービス・介護予防の推進 ④介護が必要な高齢者のいる家族の支援 ⑤高齢者のいきがいつくり・社会参加の推進 ⑥国民年金制度の啓発		
主な事務事業の 取組内容	①高齢者保健福祉計画策定等事業 ②高齢者元気回復事業 ③在日外国人高齢者特別給付金事業 ④養護老人ホーム入所措置事業 ⑤火災警報器具貸与事業 ⑥高齢者自立支援事業 ⑦絆見守りネットワーク推進事業 ⑧高齢者生活支援事業 ⑨成年後見申立及び制度利用支援事業 ⑩地域ケア事業 ⑪健康センター施設維持管理事業 ⑫介護保険給付事業 ⑬介護保険利用者負担額軽減事業 ⑭地域支援事業 ⑮家族介護者支援事業 ⑯シニアクラブ連合会支援事業 ⑰老人福祉センター老人講座・サークル等育成事業 ⑱老人福祉センター施設維持管理事業 ⑲敬老会等事業 ⑳荒見苑生きがいづくり事業 ㉑高齢者等居場所づくり事業 ㉒シルバー人材センター運営支援事業 ㉓老人医療費助成事業		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	H 28 実績値	H 29 実績値	H 32 総計中間目標	H 37 総計目標
【 5次総計目標 】 介護予防教室延べ利用人数	人	17,523(H25)	20,984	20,498	23,000	25,500
【 成果指標 】 要介護認定割合(認定者数/65歳以上人口)	%	17.2	17.6	18.2	18.8	22.7
【 成果指標 】 敬老会参加率(参加数/対象者数)	%	12.2	11.5	9.2	10.0	12.0
【 成果(結果)指標 】 絆見守りネットワーク登録団体数	団体	79	93	118	135	160
【 成果(結果)指標 】 ミニデイサービス事業延べ参加者数	人	1,692	1,597	1,863	1,870	1,900

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したいか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

平成 28 年度 決算額	1,243,172
平成 29 年度 決算額 (a)	1,257,586
平成 30 年度 予算額 (b)	1,424,840

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点> 前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。		
	高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が在宅で生活していくために、シルバーホン設置事業や火災警報器具貸与事業により安全・安心な生活の提供、寝具類洗濯乾燥消毒サービスや在宅高齢者おむつ等支給事業により生活の支援、判断能力等が十分でない高齢者に対しては養護老人ホーム入所措置事業や成年後見申立及び制度利用支援事業を実施するなど多岐にわたるサービスを提供することができた。 地域支援事業においては、平成29年度から、要支援1・2の認定者等に対して、効果的かつ効率的な支援をするため「介護予防・生活支援サービス事業」を実施し、今まで二次予防事業として地域の集会所等で実施してきた「いきいきスマイル塾」等に加え、「いきいきすこやか塾」を新たに実施するなど幅広く介護予防事業を展開することができた。また、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組んでいる。 介護予防拠点施設である健康センター「いきいきホール」についても、昨年度同様に教室・トレーニングルームともに多くの人に利用いただくなど成果目的は概ね達成されている。		
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点> 成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。		
	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう在宅福祉サービスを積極的に取組むなど、個々の事務事業の取組み内容の進捗状況には課題はあるものの、概ね妥当な構成となっている。地域支援事業において被保険者が要介護状態や要支援状態になることを予防し、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した生活が営むことができるよう行政が行うものである。		

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。
	今後、団塊の世代が後期高齢者になり、さらに高齢者の増加が予想される中、重度要介護者への対応については、医療との連携を含め介護保険制度での対応等は充足してきているが、一方で在宅生活を送っている多くの要支援者や要介護認定に至らない高齢者、特に独居や高齢者世帯の場合、国や自治体の制度だけでは補えない事案への対応が必要となっている。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。
	「第8次高齢者保健福祉計画」を平成29年度末に平成30年度から3か年の計画を策定した。その方向性として、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、介護事業者等の関係機関と連携しながら、高齢者が安心して生活できる環境整備に努めていく。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	平成 29 年度	平成 30 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
①	高齢者保健福祉計画策定等事業 (介護特会)	義務自治	政策	高齢者福祉を総合的に推進するため、3年ごとに本町の保健福祉の現状をふまえるなかで、新たな目標を設定した「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした計画を策定するとともに、高齢者福祉に関する課題などについても適正な対策を図る。	2,494 (4,654)	0	B 第8次高齢者保健福祉計画の策定に伴う計画書及び概要版を配布するとともに、計画の推進及び進捗状況を管理する。
②	高齢者元気回復事業	任意自治	経常	高齢者の健康増進を図るため、65歳以上的高齢者に対し、はり・きゅう等の施術費の一部を助成する。	1,434 (2,434)	2,039	B 高齢者の健康増進のために、今後も継続して実施する。
③	養護老人ホーム入所措置事業	任意自治	経常	高齢者の生活支援をするため、老人福祉法に基づき、心身の健康保持や安定した生活を行うことが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームに入所措置を行う。	5,429 (6,149)	7,108	B 高齢者への安定した生活の場の提供として、今後も継続して実施する。
④	火災警報器具貸与事業	任意自治	経常	重度心身障害者や寝たきり・ひとり暮らしの高齢者等を火災から守るため、火災警報器具の貸与を行うとともに、定期点検及び電池交換を行う。	56 (776)	67	C 消防法では、1家庭に3台の設置が義務付けられており、事業の希望者も無いため、縮小を視野にした検討も必要である。
⑤	高齢者自立支援事業	任意自治	経常	住み慣れた地域で自立して生活ができるようにするため、在宅ひとり暮らしの高齢者等を対象に、緊急時在宅高齢者あんしん事業(シルバーホン設置)や高齢者住宅改造成果事業などのサービスを提供する。また、町が実施する福祉サービスについての周知を図る。	2,617 (4,057)	4,510	B シルバーホン設置については、65歳以上の高齢者が増えるなか、設置基準についても拡充を行い、高齢者の在宅生活を支援するなど、今後も継続して実施する。
⑥	絆見守りネットワーク推進事業	任意自治	経常	住民が安心して生活できるように「絆ネットローディネーター」を配置し、高齢者見守り・子ども見守り・防犯見守りの各関係機関との連携を図り、見守りネットワークを運営する町社会福祉協議会に対して補助を行う。	3,112 (3,832)	3,164	B 平成26年度委託事業として事業開始。その後、平成28年度からは補助事業として、仕組みの構築に努めた。中心的役割を担う職員の人件費に対して、今後も引き続き補助していくこととする。
⑦	高齢者生活支援事業	任意自治	経常	介護が必要な高齢者の在宅介護を支援するため、在宅高齢者おむつ等支給、寝具類洗濯乾燥消毒サービスなどを行う。また、虚弱な高齢者が寝たきりにならないようにするため、地域の集会所等を利用したミニデイサービスを町社会福祉協議会に委託して行う。	5,541 (6,261)	6,246	B 高齢者が自立した生活を営んでいただくためにも、必要な事業であり、今後も継続して実施する。
⑧	成年後見申立及び制度利用支援事業	任意自治	経常	判断能力が十分でない人を支援するため、高齢者、知的障害者及び精神障害者で申立を行う配偶者並びに親族がいない方の親族に代わり、町長が申立人になり成年後見の申立を行う。	297 (1,377)	1,225	B 高齢者人口が増加する中で、いろいろな事情により成年後見申立を行う親族がおられない高齢者も増えると考えられる。その高齢者の生活の自立の援助のためにも、今後も継続して実施する。
決算額・予算額 計 (a)					20,980 (29,540)	24,359	(b)

(参 考 つ づ き)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	平成 29 年度	平成 30 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
⑨	地域ケア事業	任意自治	経常	高齢者が適切な福祉サービスを受けることができるようにするため、行政関係者、地域包括支援センター職員、介護サービス事業関係者、医療関係者、民生委員などで構成する久御山町地域包括ケア推進会議において包括ケアシステムの構築を図る。	0 (144)	30	B 様々な課題を抱える高齢者の困難な課題を医療・介護・予防・福祉関係者等によって対応を協議する場として、地域ケア会議を開催する。
⑩	健康センター施設維持管理事業	任意自治	経常	寝たきりなどの予防や健康増進のため、40歳以上の住民を対象に、トレーニングマシン等を活用した運動指導や介護予防教室等を指定管理者により実施する。また、健康センターの機能を保持するため、設備管理、清掃業務等の必要な維持管理を指定管理者により行う。	21,398 (22,838)	21,676	B 平成21年度から指定管理者制度による民間委託を導入。平成28年度から開館時間を1時間早めており、教室の定員枠の拡大や内容の拡充等を図る。
⑪	介護保険給付事業 (介護特会)	義務自治	経常	高齢者が要介護になった場合に安心して介護が受けられるようにするため、介護保険制度による法定サービスとして提供される介護サービス等諸費に係る費用の給付を行う。	1,110,724 (1,113,604)	1,232,271	B 安定的、持続可能な介護サービスの給付ができるよう、ケアプランの点検や事業者の介護報酬請求の給付適正化事業に取り組む。
⑫	介護保険利用者負担額軽減事業	任意自治	経常	介護保険の利用者の負担軽減を図るため、介護サービス利用者負担減免を行う社会福祉法人等に対して、その一部を補助する。 また、福祉サービスを受ける際に必要な医師の診断書取得に係る費用の一部を助成する。	484 (1,484)	452	B 法人減免の助成を実施していただけの事業所の拡大に努める。 介護保険制度改正により、負担限度額認定の審査基準に預貯金等を勘案することとなる。
⑬	地域支援事業 (介護特会)	義務自治	経常	高齢者が可能な限り地域で自立した日常生活を営めるようにするため、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援1・2の認定者等を対象に「介護予防・生活支援サービス事業」を実施し、一般高齢者を対象に「一般介護予防事業」を実施する。また、認知症の人やその家族、認知症に関心のある人が集う場である認知症カフェを町社会福祉協議会に委託し実施する。併せて、生活支援コーディネーターの配置や地域包括支援センターの運営についても委託する。	64,937 (67,097)	97,057	B 現在の介護予防事業と要支援1・2の通所介護、訪問介護については、平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業に移行。引き続き、町の社会資源を活用し、新たなサービスを実施するための検討を重ねる。
⑭	家族介護者支援事業	任意自治	経常	居宅で高齢者を介護している方の身体的・精神的負担の軽減を図るため、交流会などを実施し、慰安・激励する。	211 (1,651)	514	B 在宅で介護される介護者に対し、必要な事業であり、手法や予算について見直しをしようえで、実施する。
⑮	シニアクラブ連合会 支援事業	義務自治	経常	高齢者が楽しく豊かに過ごすため、シニアクラブの自主的な活動に対して補助を行う。	2,765 (4,165)	2,950	B 補助金については、補助金要綱に従い補助をする。高齢者の社会参加活動や生きがい対策事業等高齢者福祉を増進させるためには、欠かすことのできない組織であるので、今後も支援していく。
⑯	老人福祉センター老人講座・サークル等 育成事業	任意自治	経常	高齢者の生きがいづくりの活動を支援するため、老人福祉センターにおいて講座等を開催するとともに、各種サークルの育成や活動に対する助成を行う。	747 (2,147)	936	C 幅広い高齢者層の参加を促進するよう、今後も引き続き支援する。
⑰	老人福祉センター施設維持管理事業	任意自治	経常	老人福祉センターの機能を保持するため、設備管理、清掃業務等の必要な維持管理を行う。	7,373 (9,493)	12,845	B 経年経過による維持管理費の増大が予想されるため、年次計画を作成し、計画的に実行していく必要がある。
⑱	敬老会等事業	任意自治	政策	高齢者の長寿を祝うため、70歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催する。また、節目の年齢の方に長寿祝品を贈呈する。(満77歳、満88歳、満99歳・1万円相当の品、最高齢者・3万円相当の品)	3,881 (5,105)	4,380	C 敬老会第2部アトラクション内容についてプロだけでなく、アマチュアの演技も取り入れる内容を企画するなど、内容の充実に努める。

⑱	荒見苑生きがいづくり事業	任意自治	経常	高齢者の社会参加と生きがいづくりのため、荒見苑において、各種教室を開催する。	711 (2,111)	726	C	高齢者の生きがい事業として定着しているが、従来から実施している事業の充実や新規教室の掘り起こしにより、幅広い高齢者層の参加促進に努める。
㉔	高齢者等居場所づくり事業	任意自治	政策	子ども・高齢者と世代間の交流ができる地域の拠点をつくることを目的に、地域の子どもが安心・安全に、高齢者が生き生きと過ごすことができるようにする。そのため、研修会や先進地視察を行う。	0 (0)	0	C	事業実施に向け、生活支援体制整備推進協議体において協議をするなど、関係機関等との調整を図る。
21	シルバー人材センター運営支援事業	任意自治	経常	高齢者の多様な就業ニーズに対応し、生きがい対策の充実を図るため、シルバー人材センターの運営に対し補助を行う。	6,650 (6,910)	6,650	B	補助金の交付については、原則的には国庫補助基本(限度)額を算定ベースの考え方や府の補助金の動向を参考に継続支援する。
22	老人医療費等助成事業 (国保健康課)	任意自治	経常	高齢者の健康増進と経済的負担軽減のため、65歳～69歳の所得税非課税世帯等の高齢者に対し、医療費の一部を助成する。	16,825 (17,934)	19,994	B	医療費を助成し、世帯の経済的負担を軽減する。
23								
決算額・予算額 計					1,236,706 (1,254,683)	1,400,481		
					(a) 1,257,686 (1,284,223)	1,424,840	(b)	←この欄手入力
前シートとの合計								

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的な事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含むフルコスト(決算額)>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： 障害者福祉

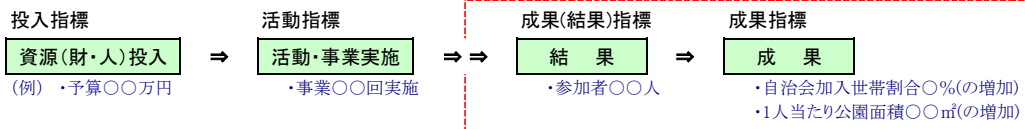
1. 施策の基礎情報 <Plan>

1. 施策の基礎情報 <Plan>		担当課	住民福祉課
総合計画上の 位置付け	章	第6章 だれもが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります	
	節	第4節 障害者福祉	
成果目的 (総合計画基本方針)	障害のある人が住み慣れた地域で自立し、生活できるまちづくりを推進します。 発達に課題がある子どもの早期発見に努め、保健所や児童相談所等と連携し、乳幼児期から生涯にわたる一貫した総合的な相談体制の確立を図ります。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度		
第5次総合計画 策定時の課題	障害のある人が年々増加しています。高齢者人口の増加に伴い、障害のある人やその介護者の高齢化が進んでおり、また、現代社会の精神的ストレスを要因とした精神障害が増えています。 障害のある人に対する各種支援策の推進、総合的な相談体制の確立、各障害の支援区分に応じた福祉サービスの充実など、障害のある人もない人も共に安心して生活できる共生社会の実現が求められています。		
総合計画基本計画(項目)	①障害者福祉サービスの充実 ②自立支援と社会参加の促進 ③暮らしやすい社会基盤の整備		
主な事務事業の 取組内容	①障害福祉推進事業 ②福祉有償運送等運営協議会事業 ③障害者自立支援事業 ④地域生活支援事業 ⑤障害者経済的支援事業 ⑥福祉サービス等利用者助成事業 ⑦障害者日常生活支援事業 ⑧療育教室運営事業 ⑨発達障害児早期発見事業 ⑩心身障害児手当支給事業 ⑪福祉医療費助成事業 ⑫重度心身障害老人健康管理事業		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	H 28 実績値	H 29 実績値	H 32 総計中間目標	H 37 総計目標
【 5次総計目標 】 グループホームの設置数	箇所	なし	1	1	1	2以上
【 成果(結果)指標 】 こころのサロン延べ参加人数	人	80	117	102	120	130
【 成果(結果)指標 】 相談支援事業	件数	5,195	4,729	4,516	5,000	5,200
【 成果(結果)指標 】 福祉タクシー券利用率(利用額/支給総額)	%	78.4	78.0	72.7	77.0	80.0
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

年度	決算額	(千円)
平成 28 年度	342,650	
平成 29 年度	420,180 (a)	
平成 30 年度	444,583 (b)	

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点> 前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。		
	町では、障害者自立支援法に基づき障害のある方へのサービスを提供している。また、この制度以外にも、相談支援事業や精神障害者サロンの運営委託事業など、町独自の様々なサービスを提供し、その充実や強化を図ってきた。成果目的の達成度を評価するにあたっての指標については、サービス利用者数は全体として計画値をほぼ下回る結果となった。 平成18年度に第1期久御山町障害福祉計画を策定して以来、計画に基づき障害福祉サービスの提供とサービス提供基盤の整備に努めてきたが、平成29年度は第4期計画の最終年度にあたり、これまでの計画の進捗状況を踏まえつつ、第5期障害福祉計画及び第1期久御山町障害児福祉計画(平成30年度から平成32年度)を一体的に策定した。 その他、経済的支援として、障害者手当の給付をはじめ福祉医療制度や福祉サービス等利用者助成制度などにより、近隣市町と比較しても同程度以上の支援は確保できていると考える。		
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点> 成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。		
	障害者の介護給付、訓練給付、補装具給付、日常生活用具給付、移動支援、意思疎通支援、医療費助成、障害児支援などあらゆるサービスメニューが国、府、町の施策として制度化されており、町において必要に応じ給付している。今後も必要不可欠な事業である。		

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が 予測される 課 題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。
	平成25年4月1日から障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わり、障害者の範囲が拡大されるなど身体障害・知的障害等の障害施策や事業については、一定前進したものと考えている。しかし、その中でも精神障害者へのケアが十分にできていないと言いき難い。それは、その常態が個々によって異なるのをはじめ、様々な要因を抱合して支援する必要がある、また、こうした分野での事業者や専門職員も少ない状態である。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。
	サービス利用者に混乱が生じたり不利益がないよう、広報に努める。平成28年度にグループホームが整備されたものの、障害者も高齢者と同様に、地域で安心して生活が送れるようサービスの充実を図る。精神障害者については、医療・福祉・介護の各関係者と連携を図りながら、それぞれの立場で研鑽する等、資質向上を期して、個々の利用者の状態に沿って対応する必要がある。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	平成 29 年度	平成 30 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
①	障害福祉推進事業	義務自治	経常	適正な障害者福祉サービスの提供や障害者福祉の推進を図るため、障害者基本計画に基づき福祉施策を推進する。	0 (360)	0	B 第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の進捗管理を行う。
②	福祉有償運送等運営協議会事業	任意自治	政策	移動制約者の自由な外出を支援するため、課題等を把握しながら、有償ボランティア輸送を実施する。	0 (0)	0	B 開催年度は3年に1度。次期開催年度は平成31年度である。
③	障害者自立支援事業	義務自治	経常	障害のある人が地域の一員として日常生活を営むことができるように居宅介護サービス、自立支援医療、補装具の給付などを行う。また、障害のある人に日常生活の場や就労の機会を提供する。	314,450 (317,810)	330,579	B 計画相談支援の実施を増やし、適切なサービスの内容と量を見定め提供する。セルフプランの利用については、計画相談支援の利用を案内する。
④	地域生活支援事業	義務自治	経常	障害のある人が豊かな生活を営むことができるように、移動支援や日常生活用具の給付のほか、住宅改造や自動車改造、普通免許取得に要する経費の一部助成を行うとともに、手話通訳者派遣や家族介護者の就労及び一時的な休息を支援する日中一時支援など各種支援事業を行う。また、相談支援事業所「わお」や障害者生活支援センター「はーもにー」などに委託して相談事業を行う。その他、手話通訳奉仕員の養成のための手話教室を開催する。	34,507 (37,171)	38,226	B 障害のある人それぞれのニーズに合わせた給付を行う中で、当該制度の趣旨を鑑み、受益者目線で考え、適切な給付を引き続き推進する。 また、手話通訳奉仕者養成講座における受講者数確保に向けた取り組み等について検討を行う。
⑤	障害者経済的支援事業	任意自治	経常	重度心身障害者の保護者の扶養共済保険の掛金を3分の1以内で補助し、負担軽減を図る。また、重度聴覚障害者の日常生活の利便を図るため、ファクシミリ貸与と使用料の補助を行う。	148 (508)	283	A 扶養共済の一部助成を継続していく。また、対象者の把握に努め、減免申請の案内を行う。
⑥	福祉サービス等利用者助成事業	任意自治	経常	障害者の経済支援のため、補装具や自立支援医療の利用者に対し、利用料の一部を助成する。また、障害者手帳等の申請用診断書料の一部を助成する。	4,613 (5,893)	3,659	B 申請漏れがないよう、手帳申請時に啓発に努める。
⑦	障害者日常生活支援事業	任意自治	経常	重度の障害のある人が地域の一員として日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、タクシー乗車券の交付や福祉機器等の購入費用の一部助成や作業所通所交通費の助成を行うとともに、相談員を配置する。	3,330 (4,890)	4,497	B 障害者相談員4名を配置。障害のある人および家族からの相談に、同じ障害がある立場あるいは家族に知的障害者がいる立場で相談に応じる。タクシー利用券の発行、通所交通費助成は変更なし。
⑧	療育教室運営事業 (子育て支援課)	任意自治	経常	発達に課題がある就学前の子どもを支援するため、親子通所により小集団での遊びなどを通して発達を促す療育教室を運営する。	20,837 (41,117)	23,544	B 保健係と協同で事業をすすめていく。また、教室内での支援に加え、関係機関との連携を強化し、支援の充実・職員の力量の向上に努めていく。
⑨	発達障害児早期発見事業 (子育て支援課)	任意自治	政策	発達に課題がある子どもの早期発見のため、発達相談員・保健師等がこども園を訪問し、通園児のスクリーニング等を行うことで、発達に課題が見られる子どもに必要な支援につなげていく。	998 (5,318)	1,151	B こども園化に伴い、事業計画の見直しを行う。スクリーニング実施率、支援へのつなぎ率の向上を目指し、関係各課と連携しながら事業を進める。
決算額・予算額 計 (a)					378,883 (413,067)	401,939	(b)

(参 考 つ づ き)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	平成 29 年度	平成 30 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
⑩	心身障害児手当支給事業 (子育て支援課)	任意自治	経常	障害児の健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図るため、18歳未満の児童で、重度の知的障害児、身体障害児、福祉施設または特別支援学校等に通学通園している児童に対し手当を支給する。	1,269 (2,709)	1,800	B 久御山町心身障害児手当条例に基づき支給する。
⑪	福祉医療費助成事業 (国保健康課)	任意自治	経常	重度心身障害者(児)並びにひとり親家庭の児童及びその親の健康の保持と福祉の向上を図るため、医療費を助成する。	47,540 (48,289)	49,521	B 医療費を助成することで、世帯の経済的負担を軽減する。
⑫	重度心身障害老人健康管理事業 (国保健康課)	任意自治	経常	重度心身障害老人の健康保持と障害者福祉の向上を図るため、医療費を補助する。	15,592 (16,672)	17,818	B 健康管理に要する費用を給付することで、世帯の経済的負担を軽減する。
⑬							
⑭							
⑮							
⑯							
⑰							
⑱							
⑲							
⑳							
21							
22							
23							
決算額・予算額 計					64,401 (67,670)	69,139	
(a) 前シートとの合計					443,284 (480,737)	471,078	(b) ←この欄手入力

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含むフルコスト(決算額)>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

施策名(節): 農業

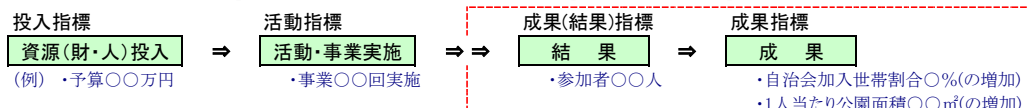
1. 施策の基礎情報 <Plan>

1. 施策の基礎情報 <Plan>		担当課	産業課
総合計画上の 位置付け	章	第1章 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます	
	節	第1節 農業	
成果目的 (総合計画基本方針)	都市近郊農業の優位性を生かした次代に継続・発展する農業体制づくりを推進します。 担い手は着実に増えており、今後も育成を図るとともに、地域農産物のブランド化を推進することによって消費拡大と地域農業者の収入増をめざします。 TPP協定発効後の影響や国による施策展開には十分に注視し、農業者の経営安定につながる施策を推進します。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度		
第5次総合計画 策定時の課題	大規模開発や都市化の進展等により農地は減少し、また、自由貿易化によって国内産農産物への大きな影響が予想されるTPP(環太平洋連携協定)など、農業を取り巻く環境は著しく変化しています。こうした中、本町は、農業基盤整備を着実に推進し、府内でも屈指の圃場整備率を誇っていますが、農業施設等の経年による劣化は免れず、継続的かつ適正な維持管理と農業基盤のさらなる充実が必要です。 町内の農業者は、都市近郊農業の優位性と交通の利便性を生かして大都市に出荷をするものの、安い外国産野菜の増加や近年の度重なる異常気象などを原因とする生育不良により、収入は減少傾向を示しています。		
総合計画基本計画(項目)	①農業基盤の整備の促進 ②営農組織と担い手の育成 ③新たな流通・販売の仕組みの強化 ④農業環境の向上		
主な事務事業の 取組内容	認定農業者等確保・育成事業、農業振興地域整備計画変更事業、久御山町農業振興施策対策事業、農産物食育推進事業、久御山ブランド推進事業、環境にやさしい農業推進事業、有害鳥獣捕獲事業、水稲農作業受託組織等補助事業、農業近代化資金利子補給事業、農業経営基盤強化資金利子補給事業、野菜等経営安定対策事業、農産物直売所運営補助事業、農家組合長支援連携事務、産地確立対策事業など		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	H 28 実績値	H 29 実績値	H 32 総計中間目標	H 37 総計目標
【 5次総計目標 】 中核的担い手件数	件	50(H26)	70	70	65	70
【 成果指標 】 担い手農家への農地集積率	%	25.4	26.9	29.8	30	35
【 成果指標 】 耕作放棄地の割合	%	0.4	0.3	0.4	0	0
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

平成 28 年度 決算額	49,486
平成 29 年度 決算額 (a)	42,043
平成 30 年度 予算額 (b)	37,791

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点> 前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。		
	本町は、ほ場整備率も他市町村と比べて高く、また、都市近郊という地の利もあり、農業生産環境は良好であるが、農業者の高齢化や農産物の価格の低迷等により、農業経営は厳しい状況にある。そうした中、平成29年度は従来の産地確立対策事業や久御山町農業振興施策対策事業等で農業者の経営安定及び負担軽減のための支援を行うとともに、農地中間管理事業により担い手への農地集積に努めた。結果、施策指標である中核的担い手数については、平成29年度時点で総計目標値を達成できた。		
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点> 成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。		
	農地を水害から守るため巨椋池地区の農地防災事業を推進するとともに、灌漑施設など農業用施設の適正な維持管理のための支援を実施。 担い手協議会において担い手の確保・育成を図るとともに、町特産農産物の消費拡大に向けたブランド化の推進。 京力農場プランにおいて、地域農業の中核的な担い手と今後の地域農業のあり方を位置づけた上で、農地中間管理機構等を活用し、担い手への農地集積を進めるとともに、町内の水稲農作業受託組織を支援することにより、耕作放棄地拡大を抑制する。 農業を取り巻く状況は今後もTPPの影響や農産物の価格の状況等によって大きく変動することが見込まれ、時代に即応した支援を要するが、本町は関係機関と連携の上、農業者に対してきめ細やかで有益な支援を行っており、支援内容は概ね妥当。		

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。
	全国的に高齢化が進む中、農業を続けられなくなった農家の農地をいかに保全していくかが今後の課題となる。また、高齢の農家にとり、水稲ならば継続の可能性も残されているが、昨今の米価低迷により、米を作れば作るほど赤字が拡大するという面がある。加えて、TPPの影響による輸入米の増加、平成29年度をもって米の直接支払制度が終了したことにより、米価の下落に更に拍車がかかるものと予想される。そのような状況になると、不耕作地や耕作放棄地が増加し、優良農地の確保が困難となる。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。
	上記の課題を踏まえて、中核的担い手となる可能性のある農業者に対して積極的に規模拡大のための相談・支援を行うとともに、「京力農場プラン」と農地中間管理機構を活用して農地集積を進めるなど、町の農地を担う、中核的担い手の確保・育成に努める必要がある。また、農協や京都府等の関係機関と連携の上、「久御山ブランド」を一層推進し、農産物の付加価値の向上、もって農業者の所得向上を図る。更には、多面的機能支払交付金事業や農業農村整備事業により、農業生産基盤の整備を推進する。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	平成 29 年度	平成 30 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
①	巨椋池地区国営附帯府営農地防災事業推進事業	義務自治	政策	国営総合農地防災事業を推進するため、推進協議会運営経費の一部を負担する。	575 (7,991)	560	B 本事業は、巨椋池排水機場の全面改修に併せ、幹線排水路及び承水溝等の施設改修を図るもので、農地及び地域住民を災害から守るためにも必要である。
②	農業農村整備事業	任意自治	政策	補助事業により造成された施設の適正な更新と機能保持のため、土地改良区が実施する事業について、費用の一部を負担する。	2,724 (2,940)	240	B 適正に施設の更新、機能の維持・管理を行うことにより、コストの削減につながるため、必要な事業である。
③	多面的機能支払交付金事業	任意自治	政策	農地・農業用水等の資源や農村環境を守るため、巨椋池農地保全会が取り組む施設の長寿命化のための活動に対して支援を行う。	16,056 (17,496)	17,658	B 事業の適正な執行と地域にとって有益な事業となるよう活動組織や関係機関と連携する。
④	城西・佐山土地改良区補助事業	任意自治	経常	土地改良事業を推進し、農業基盤の整備を図るため、城西・佐山土地改良区に対し補助を行う。	800 (872)	800	B 地域農業の活性化のために両土地改良区とも重要な役割を担っており、事業の円滑な推進のため、事務費の一部について補助を行う。
⑤	農業振興地域整備計画変更事業	義務自治	経常	良好な農地を保全するため、農業振興地域整備計画に基づき、適正な農業振興(農業振興地域の区域変更等の整理)を推進する。	0 (0)	181	B 良好な農地を保全するため、今後とも必要な変更を農業振興協議会を開催し、審議していただく中で適正に計画変更する。
⑥	久御山町農業振興施策対策事業	任意自治	政策	農業団体等が実施する農業施設や機械等の整備事業、農業者の機械購入等及び労災保険の農業者特別加入制度の加入に対して補助を行う。また、米政策改革の着実な実行に向け、地域の特色ある魅力的な産品に対し、補助を行う。	1,299 (2,457)	9,203	A 本事業は、国・府などの補助事業で事業化できない案件を主に対象としている町単費の補助事業であり、今後とも要望する農業団体や農家に対して、予算の範囲内で適切に支援する。また、平成30年度は、従来の産地確立対策事業を本事業に組替え、農業者の経営安定支援を行っていく。
⑦	農地中間管理事業	任意自治	政策	農地の貸借を行い、農地の集積・集約化農業経営の拡大、新規参入の促進等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図る。	2,831 (3,917)	2,861	B 関係機関と連携しながら事業の推進に努め、実績件数の獲得により、耕作放棄地の防止を図る。
⑧	野菜等経営安定対策事業	任意自治	経常	農業経営の安定化を図るため、特定の野菜等の価格が大幅に下落したとき、野菜等生産農家に対し、補給金を交付する。	224 (944)	1,219	B 生産農家が負担する資金補給額は年度によって増減するが、生産農家のみで負担することにより、安定した農業生産の妨げとなる可能性もあるため、行政支援は必要であり、今後も支援を行う。
⑨	農業近代化資金利子補給事業	任意自治	経常	農家の経営を支援するため、農家が農業生産に関する施設や機械の整備を行うために受けた融資に対し、利子補給を行う。	401 (488)	416	B 農業経営の安定を図り、支援するため、農家が農業生産に関する施設や機械の整備を行うために受けた高額な融資に対し、融資を行った農業協同組合等に利子補給を行うことで、農家の負担軽減を図る。
⑩	農業経営基盤強化資金利子補給事業	任意自治	経常	農家の経営を支援するため、認定農業者が経営規模拡大のために受けた融資に対し、利子補給を行う。	189 (276)	162	B 今後とも農家の経営を支援するため、認定農業者が経営規模拡大のために受けた融資に対し、利子補給を行う。
決算額・予算額 計 (a)					25,099 (37,381)	33,300	(b)

(参 考 つ づ き)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	平成 29 年度	平成 30 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
⑪	農業経営者研修事業	任意自治	政策	農業者の経営力向上を目的に、GAPをはじめとした研修会を開催する。		200	新 GAP取得に向けた研修をはじめ、経営力の高い農業者、生産から加工まで手がける農業者、体験農園などの先駆的な取り組みを行うものを講師として招き、多方面にわたる研修会の実施を通じて、時代のニーズに即した農業経営者を育成していく。
⑫	水稻農作業受託組織等補助事業	任意自治	経常	農業者の高齢化や水稻生産で機械化が図れない零細農家の増加に伴う、水田の不耕作地及び改廃農地を保全するため、農作業を請け負う水稻受託組織生産組合に対し補助する。	776 (921)	839	B 農業者の高齢化や水稻生産で機械化が図れない零細農家が増加する中、不耕作地及び荒廃農地を防ぐため、農作業を請け負う水稻受託組織生産組合への支援は今後とも行っていく。
⑬	久御山ブランド推進事業	任意自治	政策	町特産農産物の消費拡大及び農業生産者の意欲の向上、地産地消を推進するため、袋詰めフィルムやビニールを購入した農家に対し補助を行う。	860 (1,005)	1,126	B 久御山ブランドの推進は、久御山産野菜の普及拡大にも必要な取り組みであり、継続が必要。農協や地元農家等から別のニーズが示された場合には、柔軟に見直しを行い、更なるブランド力の向上に努める。
⑭	農産物直売所運営補助事業	任意自治	政策	「まちの駅クロスピアくみやま」販売コーナーにおいて、加工品の製造、販売を行う農産物直売所運営協議会の運営経費に対し、一定の支援を行う。	2,252 (2,831)	785	C 店長人件費補助については、平成29年度をもって廃止したが、クロスピア販売コーナーを直売所が運営していく間は、支援を継続していく。
⑮	農産物食育推進事業	任意自治	経常	地産地消や食育を推進するにあたり、子ども達が自ら育てることにより、食の大切さを学ぶため、野菜苗を子ども園・小学校へ配布する。	51 (138)	59	B 今後とも、地産地消や食育を推進するため、小学校・保育所での給食に久御山産野菜を使用することを推進する。また、子ども達が自ら育てることで、食の大切さを学ぶため、野菜苗を小学校・子ども園へ配布することを継続していく。
⑯	有害鳥獣捕獲事業	任意自治	経常	農作物等の被害防止のため、宇治猟友会に有害鳥獣の捕獲・処理を委託する。また、鳥獣捕獲飼養等の許可事務を行う。 アライグマ防除京都広域協議会に加盟し、捕獲したアライグマ・ヌートリアの最終処分を協議会で実施する。	741 (2,472)	758	B 有害鳥獣による農作物の被害は今後とも同程度で推移していく見通しである。猟友会と連携しながら被害の減少に努めたい。
⑰	環境にやさしい農業推進事業	任意自治	政策	有機堆肥づくりや化学肥料・農薬低減技術などで環境に配慮した農業を実施する農家(エコファーマー)に対し、土壌分析費用の補助を行うとともに、JAが実施している廃棄ビニール回収処分事業に対し補助を行う。また、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援する。	555 (1,060)	724	B 野焼き防止、生産環境の保全のため、継続した取組が必要。また、平成29年度からはJAやましろの特別栽培米部会が事業主体となり環境保全型農業に取り組んでおり、その取組を支援していく。
⑱	産地確立対策事業	法定受託	政策	国が実施する「経営所得安定対策」に対応するため、本町の特色を生かした生産性の高い農業に支援を行うとともに、事業を推進する。	11,709 (15,889)		F
⑲							
⑳							
㉑							
㉒							
㉓							
㉔							
決算額・予算額 計					16,944 (24,316)	4,491	
(a) 前シートとの合計					42,043 (61,697)	37,791	(b) ←この欄手入力

施策名(節)： 男女共同参画

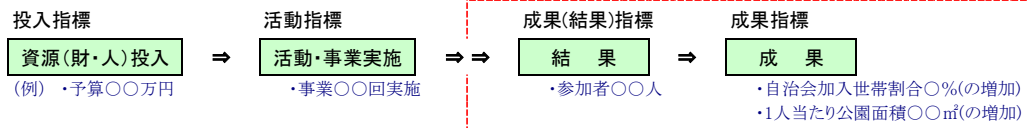
1. 施策の基礎情報 <Plan>

1. 施策の基礎情報 <Plan>		担当課	総務課
総合計画上の 位置付け	章	第5章 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます	
	節	第5節 男女共同参画	
成果目的 (総合計画基本方針)	「男女共同参画プラン」に基づき、社会のあらゆる分野に分け隔てなく、男女がともに自らの意志で参画し、男女の人権が尊重された豊かで、いきいきとした町を目指す。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度		
第5次総合計画 策定時の課題	男女とも、意欲に応じたあらゆる分野での活躍が望まれますが、職場や政治、行政の政策・方針決定の場においては依然として男性の優遇感が強く、社会通念・慣習やしきたりなど、多くの課題が残されています。 本町では、こうした状況に対応し、平成25年に「第2次男女共同参画プラン」を策定し、意識啓発や情報提供、相談体制の充実などに取り組んできましたが、そうした中から仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、新たな課題も見えてきました。 また、女性相談の利用者やセミナー参加者の広がりが限られていることなどから、新たな参加者の掘り起こしやすそ野の拡大に向けた効果的な啓発方法の検討が必要となっています。		
総合計画基本計画(項目)	①男女共同参画の計画的な推進 ②男女の人権の確立 ③男女共同参画による活力ある社会の実現 ④男女の仕事と生活の調和 ⑤男女の健康と安心できる暮らしの支援		
主な事務事業の 取組内容	男女共同参画推進懇話会、男女共同参画セミナー、男女共同参画フォーラム 男女共同参画推進のための標語募集事業、女性のための相談事業		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	H 28 実績値	H 29 実績値	H 32 総計中間目標	H 37 総計目標
【 5次総計目標 】 審議会等への女性委員の登用率	%	25.5(H26)	24.6	25.5	28(H29)	33(H34)
【 5次総計目標 】 役場での男性の育児休業取得者率	%	0(H26)	0	0	10(H29)	10(H34)
【 成果(結果)指標 】 講座等参加者	人	231	428	405	400	400
【 成果(結果)指標 】 推進のための標語募集	句	46	48	149	150	150
【 成果(結果)指標 】 女性のための相談件数	件	21	38	38	48	48

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

平成 28 年度 決算額	731
平成 29 年度 決算額 (a)	708
平成 30 年度 予算額 (b)	1,248

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点> 前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 中学校の出前講座をはじめ、地区の防災訓練でのセミナー、町内事業所の従業員等を対象とした講座の開催や推進のための標語の募集を高校生に対しても積極的に推進するなど、当初の目標値を達成し、広い住民を対象に男女共同参画社会の意義や必要性等を啓発することができた。一方で、審議会等への女性委員の登用率、役場での男性の育児休業取得者率は計画値に達していない状況である。		
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点> 成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 男女共同参画社会の実現には、住民に広く意識啓発を行うことが必要であり、その手段として講座等の開催と啓発標語の募集は適当である。ただし、講座等の開催にあたっては、テーマについて社会情勢等をふまえる必要があるため、今後とも、男女共同参画推進懇話会委員と連携のもと、実施方法等を検討する必要がある。また、審議会等への女性委員の登用や役場での男性の育児休業取得者については、本事業の展開を職員間においても広く周知を行う必要がある。		

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が 予測される 課 題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。
	DVやハラスメント問題が社会的に注目されるなか、その受け皿となる女性のための相談事業について、相談を求めている人が漏れることなく相談を受けられるよう、より効果的な啓発方法を工夫する必要がある。また、女性活躍推進法が制定されるなど女性も男性も、よりワークライフバランスが実現できる社会が求められており、講演会や各種講座において効果的に啓発するとともに、より多くの方が参加できるような企画・実施が課題となる。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。
	男女の人権の尊重や男女平等の視点に立った社会を構築するためにも、今後も継続して住民及び職員に対し、講演会・各種講座等を通し、男女共同参画意識の高揚を図る。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	平成 29 年度	平成 30 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
①	男女共同参画社会 推進事業	任意自治	政策	男女平等と共同参画社会の実現のため、「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画セミナーやフォーラムの開催、女性のための相談事業のほか、自主的に男女共同参画に取り組む地域組織やグループの活動に対して支援を行う。 <主な取組内容> ①男女共同参画セミナー・男女共同参画フォーラムの開催 ②地域男女共同参画推進事業 ③女性のための相談事業	708 (2,868)	1,248	B 第2次男女共同参画プランに基づき、セミナーやフォーラムの開催、女性のための相談事業を実施する。 また、本年度は第2次プランの中間見直し年に当たることから、残期間の取り組みがより実効性を持つよう、アンケートを取る中で適宜内容を見直す。
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
決算額・予算額 計 (a)					708 (2,868)	1,248	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)

義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)

任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)

経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含むフルコスト(決算額)>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： コミュニティ・交流

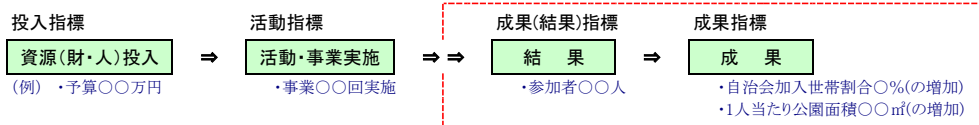
1. 施策の基礎情報 <Plan>

1. 施策の基礎情報 Plan		担当課	行財政課（子育て・総務）
総合計画上の 位置付け	章	第8章 地域力を活かした協働のまちづくりを進めます	
	節	第1節 コミュニティ・交流	
成果目的 （総合計画基本方針）	自治会活動に対する住民の意識啓発や自治会への加入促進を図ります。 各自治会の状況や特色、課題に応じた主体的な活動の活性化を支援します。 町内外での地域・団体・住民の多彩な交流を促進します。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度		
第5次総合計画 策定時の課題	本町では、自治会を中心としたコミュニティが地域活動を支えています。自治会への加入率は年々減少し、少子高齢化の進行によるコミュニティ意識の希薄化や役員の成り手不足など組織体制の弱体化が進んでいます。 防災・防犯に関する体制整備や、高齢者の見守り活動など、地域における安全・安心のまちづくりや地域の実情に応じた課題解決に向け、自治会の組織力の強化が必要です。 小規模な自治会など各自治会が孤立化しないよう自治会同士の交流・連携を図るため、自治会同士の情報交換やリーダーの交流を進めていく必要があります。		
総合計画基本計画（項目）	①自治会活動の促進 ②多彩な交流の促進		
主な事務事業の 取組内容	町政協力費の支給、公会堂等敷地借地料補助、自治会長会の開催、自治会長サロンの開催、公会堂等新增改築補助、簡易児童遊園施設整備等補助など。		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	H 28 実績値	H 29 実績値	H 32 総計中間目標	H 37 総計目標
【 5次総計目標 】 自治会加入世帯の割合(加入率)	%	54.0(H26)	53.0	52.4	58.0	60.0
【 成果指標 】 自治会設置数	件	37	38	38	38	39
【 成果(結果)指標 】 町政協力費支給世帯数	世帯	3,680	3,647	3,608	3,700	3,750
【 成果(結果)指標 】 自治会長サロン参加人数	人	20	18	18	25	30
【 成果(結果)指標 】 公会堂等新增改築補助金交付件数	件	3	4	0	2	2

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

平成 28 年度 決算額	34,848
平成 29 年度 決算額 (a)	11,377
平成 30 年度 予算額 (b)	11,330

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(平成 29 年度)評価	C	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点> 前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 自治体活動の支援については、自治会要望の対応をはじめ、これまでと同様の支援をするとともに、加入促進チラシやエリアマップ、回覧板を使うことにより加入率の向上を図った。 一方、成果指標にある自治会加入世帯割合は、平成29年度の自治会加入世帯数調査では、前年度に比べて39世帯減の3,608世帯で、町全体の世帯数は8世帯増の6,891世帯であったため、加入率は前年度から0.6%減の52.4%となった。 なお、自治会加入率の計算に用いる分母については、現在、住民基本台帳の世帯数を使用しているが、国勢調査の世帯数と比較した場合、約1,000世帯程度の差があり、より実態に近い国勢調査の世帯数を基に求めると58.0%となっている。 総合的な評価としては、近年設立された自治会もあるが、自治会加入率は低下傾向にあり、あまり達成されていないと言わざるを得ない。		
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(平成 29 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点> 成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 事務事業における構成等の妥当性については、自治会支援面における事務事業としては、町政協力費をはじめ自主防災活動支援(防災事業)や公会堂等の新增改築補助などがあり、概ね妥当な構成と考えられる。また、今後とも自治会エリアマップや加入促進チラシ、回覧板を活用しながら自治会の活性化につなげていきたいと考えている。		

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 今後、急激な少子化による人口減少や平均寿命の延伸による高齢化が一層進むことが予想されている中で、特に旧村地域においては、流入者が少ないことから顕著にその傾向が表れることが予想される。このことから、地域コミュニティの低下が懸念され、災害時の自主防災活動や防犯面において重大な課題となる。また、高齢者の増加と若年層の減少により、コミュニティの存続などの地域社会における課題が想定される。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 少子高齢化社会を見据えた地域扶助のあり方を検討するとともに、今の段階から行政の役割と住民の役割を明確にする中で、住民と行政の連携強化を図る必要がある。また、現時点で課題となっている自治会未加入や未組織の地域の住民については、今まで以上に自治会への加入の呼びかけを強化していく。また、現在実施している町政協力費をはじめ、公会堂等新增改築補助や自主防災活動支援補助、簡易児童遊園施設整備等補助などの支援策については、今後も引き続き実施していく。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	平成 29 年度	平成 30 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
①	自治会活動支援事業	任意自治	政策	自治会活動を支援するため、町政協力費等の支給を行うとともに、新たに住宅開発等が行われた地域などで自治会組織を結成する場合の支援を行う。平成30年度から公会堂等を所有していない自治会が、公会堂等として使用するために建物等を借りた場合、賃借料の一部を補助する。	5,962 (6,682)	6,379	A 自治会エリアマップや自治会加入促進チラシの活用により、自治会加入率を上げるために、加入案内のPRに取り組む。また、公会堂等敷地借地料補助について、平成30年度から、公会堂等を所有しない自治会についても、建物の一部を借りた場合に対して賃借料補助を行う。
②	自治会連絡調整事業	任意自治	政策	自治会との連携や活動を支援するため、自治会長会や自治会長が意見交換を行う自治会長サロンを開催する。	4,205 (4,925)	4,246	C 自治会長サロンについては、引き続き、自治会長相互の意見交換や困りごとの相談に応じていくが、多くの自治会長に参加していただけるよう、日程等について工夫する。
③	公会堂等新增改築補助事業	任意自治	政策	地域住民のコミュニティ活動の拠点となる公会堂等の新增改築や修繕に係る経費を支援するため、その事業に係る事業費に対し補助を行う。	0 (360)	500	B これまで以上に適正な補助となるよう検討しながら継続して事業を進める。
④	コミュニティ活動支援事業	任意自治	経常	地域住民のコミュニティ活動を支援するため、地域の団体等において取り組む活動に対し、助言や支援等を行う。 また、京都府地域力再生プロジェクト支援事業の啓発・調整等を行う。	1,200 (1,920)	0	B コミュニティ活動助成にについては、引き続き支援していく。また、一般財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業制度の周知とともに、利活用を図る。
⑤	簡易児童遊園施設整備等補助事業 (子育て支援課)	任意自治	経常	自治会が管理している簡易児童遊園の施設整備や補修を支援するため、その事業に係る事業費に対し補助を行う。	0 (360)	100	B 当該事業費に対する補助は継続していく。
⑥	国際交流推進事業 (総務課)	任意自治	政策	文化・スポーツの交流を通じて、国際性豊かな人づくりを推進するため、団体及び個人への支援を行う。	10 (1,090)	105	C 町の国際化、国際交流促進のあり方について検討しつつ、今後もできる限り継続していきたい。
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
決算額・予算額 計 (a)					11,377 (15,337)	11,330	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的な事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含むフルコスト(決算額)>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止